

平成30年度島根県一般会計補正予算（第1号）及び島根県 中小企業制度融資等特別会計補正予算（第1号）の知事専決 処分について

平成30年4月20日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震による被害対策を講じる必要から、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 平成30年4月20日

3 補正予算の内容

(1) 一般会計

① 補正予算額 202,328 千円
(補正後の一般会計予算額 452,202,665 千円)

② 内訳

[歳出予算]

・ 被災者等への支援	176,471 千円
・ 県民向け情報発信・風評被害対策	25,857 千円
合 計	202,328 千円

[歳入予算]

繰越金	202,328 千円
-----	------------

[債務負担行為]

農業経営等緊急対応資金利子補給金	900 千円
------------------	--------

(2) 中小企業制度融資等特別会計

① 補正予算額 26,300 千円
(補正後の中小企業制度融資等特別会計予算額 47,017,389 千円)

② 内訳

[歳出予算]

地震災害特別資金利子補給金 26,300 千円

[歳入予算]

一般会計繰入金 26,300 千円

[債務負担行為]

地震災害特別資金利子補給金 112,500 千円

補 正 項 目

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課																							
	被災者生活再建支援事業	65,000	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援 今回の地震に限り、対象とする被災世帯に、半壊及び一部破損を追加	防災部 [防災危機管理課]																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">対象被災世帯</th> <th style="width: 15%;">損害基準判定</th> <th style="width: 15%;">対象世帯への最大支援額 (単身世帯への支援額は3/4)</th> <th style="width: 45%;">市町村への助成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現行制度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">[国基準該当] 10/10 (財源は国1/2、県1/2) [国基準外] 1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">建設又は購入</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">制度創設</td> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一部破損</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額 (単身世帯への支援額は3/4)	市町村への助成割合	現行制度	全壊	50%以上	300万円	[国基準該当] 10/10 (財源は国1/2、県1/2) [国基準外] 1/2	大規模半壊	建設又は購入	250万円	補修	150万円	制度創設	半壊	20%以上 40%未満	100万円	1/2	一部破損	10%以上 20%未満	40万円
区分	対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額 (単身世帯への支援額は3/4)	市町村への助成割合																							
現行制度	全壊	50%以上	300万円	[国基準該当] 10/10 (財源は国1/2、県1/2) [国基準外] 1/2																							
	大規模半壊	建設又は購入	250万円																								
		補修	150万円																								
制度創設	半壊	20%以上 40%未満	100万円	1/2																							
	一部破損	10%以上 20%未満	40万円																								
	※半壊及び一部破損の場合の支援額は実費の範囲内																										
新	県内産木材活用被災者住宅再建助成事業	24,000	子育て世帯を対象とした「木の家ですくすく子育て応援事業」について、被災世帯に対象を拡大 県内産木材を使用して被災住宅の修繕等を行う場合に工事費の一部を助成 [助成対象] 被災により家屋が破損した世帯 [助成上限額]	農林水産部 [林業課]																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">基本助成</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">加算助成</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">三世代同居・近居、UIターン者</th> <th style="width: 40%;">中山間地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築・購入</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td>修繕・外構工事</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10万円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	基本助成	加算助成		三世代同居・近居、UIターン者	中山間地域等	新築・購入	30万円	10万円	10万円	増改築	15万円	10万円	10万円	修繕・外構工事	10万円	10万円						
区分	基本助成	加算助成																									
		三世代同居・近居、UIターン者	中山間地域等																								
新築・購入	30万円	10万円	10万円																								
増改築	15万円	10万円	10万円																								
修繕・外構工事	10万円	10万円																									
	[事業主体] 島根県木材協会																										

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	石州瓦活用被災者住宅 再建助成事業	24,960	<p>子育て世帯を対象とした「石州瓦利用促進事業」について、被災世帯を対象を拡大 石州瓦を使用して被災住宅の屋根の葺き 替え等を行う場合に工事費の一部を助成</p> <p>[助成対象] 被災により家屋が破損した世帯</p> <p>[助成上限額] ・新築 7万円 ・葺替 5万円</p> <p>[事業主体] 石州瓦工業組合</p>	商工労働部 [産業振興課]
新	農業経営等緊急対応資 金利子補給事業	211	<p>地震の被害を受けた農業者が復旧に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は 金利が0%となるよう金融機関に対する利 子補給を実施</p> <p>[資金名] 地震農業被害対策資金 [融資枠] 2億円(当初予算計上済み) [資金使途] 施設等資金、運転資金 [融資限度額] 施設等資金の場合 ・個人 1,500万円 ・法人等 3,000万円</p> <p>[融資利率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.15%</p> <p>[保証料率] 0%(JAしまねが全額負担)</p> <p>[債務負担行為(利子補給)] 設定額 900千円(H31~33)</p>	農林水産部 [農業経営課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	地震災害特別資金利子・保証料補給支援事業 (特別会計)	26,300	<p>地震の被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は金利と保証料が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施</p> <p>[資金名] 地震災害特別資金 [融資枠] 30億円(当初予算計上済み) [資金使途] 設備資金、運転資金 [融資限度額] 8,000万円 [融資利率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.25%(責任共有) 1.10%(責任共有外)</p> <p>[保証料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.2~1.05%(責任共有) 0.2~1.20%(責任共有外)</p> <p>[債務負担行為(利子補給)] 設定額 112,500千円(H31~33)</p>	商工労働部 [中小企業課]
新	被災地域産品販売促進支援事業	6,000	<p>首都圏等で物産フェアを実施し、被災地域の産品の販売を促進</p> <p>[事業内容] ①島根県物産観光館・にほんばし島根館での物産フェアに係る経費の一部を助成 ②首都圏、関西圏での物産フェアに係る経費の一部を助成 ③通信販売サイトを利用した販売促進支援</p> <p>[対象地域] 大田市と周辺の被災した地域</p>	農林水産部 商工労働部 [しまねブランド推進課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	小売店等持続化支援事業	30,000	<p>地震の被害を受けた小売店等の営業再開を支援するため、店舗の修理等に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>[対象経費] 施設修繕費、仮店舗の家賃、広告宣伝費等</p> <p>[助成対象業種] 小売業、飲食サービス業、宿泊業などのほか、市町村が地域の商業機能維持に必要と判断する業種</p> <p>[助成上限額] 100万円 (仮店舗が必要な場合など被害が大規模なものについては200万円)</p> <p>[事業期間] H30年度 (仮店舗に要する経費は24か月以内)</p> <p>[負担割合] 県1/3、市町村1/3、事業者1/3</p>	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
新	しまねの魅力・安心発信事業	25,857	<p>被災者への支援内容の周知や地震に起因する風評被害対策として、情報発信及び誘客対策を実施</p> <p>①県民向け情報発信 地震被害に対する県の支援制度や相談窓口を周知するため、県民向けの新聞広報を実施</p> <p>②県外向け情報発信 ・首都圏や近隣県等を対象に、Facebook 広告にて、県内の主要イベントや観光施設の情報等を5月中旬まで毎週発信 ・テレビ・ラジオ等を活用した県外への観光情報の発信</p> <p>③旅行商品造成 ・団体・個人に向けた特別企画旅行商品の造成等を支援 ・県西部への誘客を図るため、萩・石見空港を利用した旅行商品の造成等を支援</p>	広報部 [広報室] 地域振興部 [交通対策課] 商工労働部 [観光振興課]